指導に役立つ 「同和問題学習 基礎資料」



平成30年3月 愛媛県教育委員会人権教育課

はじめに

同和問題は我が国固有の重大な人権問題であり、その解決を図ることは国民的課題です。 この問題が人権の根本に関わる重要な問題であるという認識をしっかりもったうえで、正し い知識を身に付け、自分自身の問題として考えることが必要です。

しかし、同和問題について無関心であったり、誤った知識をもったりすることが、同和問題が未だに解決されていない大きな要因になっています。現にインターネットの世界では、事実にもとづかない情報が飛びかっています。同和問題に関する正しい知識をもたなければ、誤った情報を受け入れてしまい、それが新たな差別を生むことにつながります。そのため、同和問題を学ぶ意義は、以前にも増して大きくなっています。

2016 (平成 28) 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在することが明記され、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別を解消することが重要な課題であると定められています。

法律の趣旨を踏まえ、私たちは今一度原点に立ち返り、同和教育が目指してきた理念に向かって教育や啓発に取り組んでいく必要があります。

この資料は、教員をはじめ指導者の方々に、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行っていくうえでの様々な手がかりを提供しようという目的のもとに編まれたものです。 知っておくべき知識、指導するうえでのポイントなどをまとめています。誰もが読みやすく分かりやすい資料となるよう、難解な語句や表現を避け、できるだけ内容を精選しています。

ぜひ本資料を御活用いただき、小学校、中学校、高等学校等、社会教育、それぞれの立場で、部落差別の解消に向けた実践に取り組んでいただきたいと願っております。

最後になりましたが、本資料の作成に御尽力くださいました皆様に心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

愛媛県教育委員会

人権教育課長

目 次

はじめに

基礎知				
1	中世の社会的差別	1		
2	制度としての差別の確立	2		
3	差別の強化	3		
4	立ち上がる民衆 ~渋染一揆~	4		
5	解放の法令、出される	5		
6	水平社運動	6		
7	日本国憲法	7		
8	同和対策審議会答申一国民的課題として―	8		
9	同和対策事業	9		
10	「部落差別の解消の推進に関する法律」と今後の課題	10		
学校教育での進め方編 小学校での実践				
,3,0	道徳「山の粥」 ····································	12		
	道徳「人の世に熱あれ、人間に光あれ」	13		
中学校での実践				
	道徳「渋染一揆」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14		
	学級活動「全国水平社創立宣言」	15		
	道徳「ある先輩からの手紙」	16		
	学級活動「全国高等学校統一用紙」	17		
	道徳「御巣鷹山を訪ねて…」	18		
		19		

高等学校での実践

	同和問題の解決を目指して	20
	差別の起こり	21
	「解放令」から水平社運動まで	22
	戦後の解放運動	23
	確かな進路保障のために	24
	結婚差別の解消を目指して	25
社会教	育での進め方編	
	同和教育の課題	26
	問いかけから語り合いへ	27
	結婚差別解消に向けて	30
	ネット上の部落差別	32
Q&A	編	
Q1	部落差別は江戸時代に確立したって本当ですか?	35
Q2	江戸時代の被差別部落の人々はどのような生活をしていたのでしょうか?	35
	医学に貢献したって本当ですか?	36
	tholasa こ 賤 称語って何ですか? ····································	36
Q5	荊冠旗って何ですか?	37
Q6	愛媛でも水平社運動はあったのですか?	37
Q7	世でである。	37
Q8	今でも、部落差別は残っていますか?	38
Q9	^{ゅんほかん} 隣保館とは何ですか? ····································	38

【表紙】 平成 29 年度人権尊重の意識を高めるためのポスター作品 中学校の部 特選 内子町立内子中学校 3年 大藤 来美

内容については 本課にお問い合わせください。

愛媛県教育委員会人権教育課 089-912-2960

